

外国における型式適合評価等の実施に係る契約書（例）

収入印紙

日本消防検定協会理事長〇〇〇〇（以下「甲」という。）と〇〇〇〇株式会社代表取締役〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、外国における試験、型式適合評価等の実施に係る旅費その他必要な事項に関して、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 本契約は、日本消防検定協会（以下「協会」という。）が定める受託評価業務規程（以下「業務規程」という。）第50条に基づき、本邦の地域内の場所以外の場所における初回調査、検査設備等の調査及び型式適合評価（以下「評価等」という。）に係る旅費、その他必要な事項に関する事項を定めるものとする。

（契約の対象となる種別及び型式）

第2条 本契約の対象となる種別及び型式は、次に掲げるものとする。

(1) 種 別：〇〇〇〇

(2) 型 式：別紙による

※ なお、別紙の型式等の変更等は、甲が第7条第2項に基づく書類の提出時に行い、乙は、これを確認し保管するものとする。

2 本契約の対象とする前項の製品は、本邦への輸出を目的としたものに限定する。

（評価等を行う受検場所）

第3条 本契約の対象となる評価等の受検場所は、次の場所とする。

(1) 住 所

〇〇〇〇

(2) 法人名

〇〇〇〇

(3) 代表者名

〇〇〇〇

（評価等実施の保証）

第4条 乙は、前条に掲げる受検場所において、協会職員（以下「検査員」という。）による評価等の行為が適正に実施できることを保証する。この場合において、評価等の行為には、業務規程、評価細則等で定める評価等の行為、検査設備の検査、製造工程及び社内検査体制等の調査並びに検査員が必要と認める評価等上の行為が含まれるものとする。

2 乙は、前条で定める受検場所における検査員の評価等の行為が、〇〇〇〇国の法令及びその他の規制に抵触しないものであることを確認する。

規制内容に変更があった場合も同様とする。

3 乙は、前項の確認結果を甲に対して、乙の記名押印ある書面で本契約による第1回目の評価等実施日の少なくとも1か月前までに提出するものとする。

4 乙は、第9条第4項第4号により乙が提供する移動に伴う検査員の安全を保証するものとする。

（評価等で使用する言語）

第5条 評価等で使用する言語は、日本語とする。

（評価等に係る責任者）

第6条 乙は、第2条で定める〇〇〇〇の評価等において必要な知識を有し、かつ、技術的対応、品質管理に責任を有する者（以下「評価等の責任者」という。）を選任し、あらかじめ甲に書面

で知らせるものとする。この場合、当該責任者は乙の職員でなければならない。

- 2 乙は、評価等の開始から終了に至るまで、当該評価等の責任者を立ち合わせるものとする。
- 3 乙は、評価等の責任者を変更する場合、甲に対して速やかにその旨を書面で知らせるものとする。
- 4 乙は、甲の派遣する検査員が必要に応じて評価等の責任者と連絡が取れるように連絡体制について事前に整備し、書面で知らせるものとする。

#### (評価等の実施計画)

第7条 乙は、業務規程で定めるところにより評価等の実施希望を申し出る場合、評価等の行為が滞りなく終了するよう時間に十分な余裕を持って日程を計画するものとする。なお、1日の評価等実施時間は、午前9時から午後5時(途中1時間の昼食休憩を含む。)までとする。

- 2 甲は、乙が評価等の実施希望を申し出た場合、当該評価等の日程を決定後、乙に対して当該日程(以下「評価等実施予定日」という。)、検査員の人数及び〇〇空港から宿泊施設までの交通手段を知らせるものとする。
- 3 甲が、1回の評価等の実施につき派遣する検査員の数は、2人とする。ただし、試験等の依頼内容により甲が必要と認める場合には、乙と協議のうえ当該人数を増員することができるものとする。

#### (型式適合評価の保留)

第8条 あらかじめ定められた日程内で評価等が終了しない場合、原則として当該型式適合評価の判定は保留扱いとする。この場合において、当該型式適合評価の保留により乙に生じる一切の損害につき、甲はその責を免れるものとする。また、甲は、次条第2項により乙が甲に対して支払った経費を返還しないものとする。

- 2 前項で保留とした〇〇〇〇は、次回改めて受検するものとする。ただし、保留となった日より6か月以内に受検しない場合又は契約の有効期限を経過した場合には、当該型式適合評価の判定を不合格として取り扱うものとする。
- 3 第1項にかかわらず、乙の申し出により、甲が当該評価等の日程の延長が可能であると認めた場合には、当該評価等の日程を延長することができる。この場合において、乙は、次条第3項で定める追加経費を負担するものとする。

#### (負担の額)

第9条 乙は、協会が定める試験及び型式適合評価の手数料とは別に、甲が行う評価等に要する次項に定める経費及び第4項に定める航空運賃等を負担するものとする。

- 2 第3条に定める受検場所への派遣1回検査員1人につき乙の負担する額(以下「負担額」という。)は、評価等の実施予定日数が1日の場合、消費税込みで〇〇〇〇〇〇円とする。

なお、評価等の実施予定日数が1日を超える場合には、1日につき消費税込みで〇〇〇〇〇円を加算した額とする。

- 3 甲は、前条第3項に定める評価等の日程延長を行った場合、当該評価等終了後、乙が負担する追加経費の額(以下「追加負担額」という。)を請求するものとする。

ただし、当該追加負担額は、延長1日につき検査員1人当たり消費税込みで〇〇〇〇〇円を超えない額とする。

- 4 乙は、次の各号に掲げる区分に応じ、経費を負担するものとする。

(1) 航空運賃 航空券(〇〇空港 ⇄ 〇〇空港)(日系航空会社に限る。)

(2) 空港諸税 出入国税、空港施設使用料、税関審査料、査証費用等その他支払いが義務付けられている費用

(3) 現地の移動に係る交通費 〇〇空港から〇〇経由〇〇駅までの交通費又は〇〇空港から宿泊施設の交通手段の提供及び宿泊施設と受検場所間の交通手段の提供

- 5 乙は、第7条第3項のただし書により検査員の数を増員することにより生ずる場合の経費を負担するものとする。

#### (支払い方法)

第10条 乙は、前条第2項及び第5項で定める負担額を評価等実施予定日の10日前までに甲の指定する銀行に振り込むものとする。

- 2 乙は、前条第3項により発生した甲による追加負担額の請求後、30日以内に甲の指定する銀行に振り込むものとする。
- 3 乙が前条第4項の航空券等を直接支給する場合にあっては、航空券等は評価等実施予定日の10日前までに甲に届くようにするものとする。

(評価等の中止等)

- 第11条 甲は、天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、航空会社・宿泊施設等の業務停止、その他やむを得ない事由が生じ評価等の実施が困難となった場合においては、これらの事由が解消するまでの間、評価等を中止することができる。
- 2 甲は、乙が前条第1項又は第3項に反する場合、当該評価等を中止することができる。
  - 3 乙が評価等の中止をする場合には、甲に対してその理由を説明したうえで当該評価等を中止することができる。この場合において、当該評価等の中止により、甲に損害が発生した場合には、乙は甲の当該損害額を負担するものとする。
  - 4 乙において第4条から第6条までに反する行為があったときは、検査員は評価等の責任者に当該行為を指摘したうえで、当該評価等を即時中止することができる。
  - 5 前項の定めに基づき評価等の即時中止を行った場合、当該評価等の中止により乙に生じる一切の損害につき、甲はその責を免れるものとする。この場合、甲は、第9条第2項及び第4項により乙が甲に対して支払った負担額は返還しないものとする。
  - 6 第7条第2項で連絡した検査員が事故、病気等で受検場所に到着できない事態が生じるなど、甲に帰すべき責により評価等を中止する場合、甲は評価等の延期の措置について乙と協議するものとする。この場合において、当該評価等の延期により第9条に係る負担額について、乙に損害が発生した場合には、甲は乙の当該損害額を負担するものとする。

(納入した負担額の返還等)

- 第12条 甲は、前条第1項又は第2項の場合において、その評価等の中止により乙に生じる一切の損害につき、その責を免れる。乙が、既に甲に対して負担額を納入している場合には、甲は、当該負担額を乙に対して返還するものとする。ただし、当該評価等のために検査員が日本を出国した後に乙が中止を決定した場合には、当該負担額は返還しないものとする。
- 2 前条第3項の場合において、乙が、既に甲に対して負担額を納入している場合には、甲は、当該負担額から当該損害額を差し引いた金額を乙に対して返還するものとする。  
なお、乙が、甲に対して負担額を納入していない場合には、甲は当該損害額を乙に対して請求するものとする。
  - 3 前条第6項の場合において、乙は、当該損害額を甲に対して請求するものとする。  
ただし、第9条第4項の航空券等に係る経費のうち、支給された航空券について搭乗日の変更ができない場合に伴う損害額は乙の負担とする。

(損害の賠償)

- 第13条 乙が業務規程又は本契約の条項を守らなかったことにより、甲が損害を被った場合は、甲は乙に対して損害の賠償を請求することができる。

(契約の有効期間及び再契約の申し出)

- 第14条 本契約は、契約締結日から2年を経過する迄の間効力を有するものとする。
- 2 乙が本契約の有効期間経過後、引き続き外国における評価等の実施にかかる契約を再度締結することを希望する場合は、乙は本契約締結日から2年を経過する2か月前までに文書(正副各1部)で甲に申し出るものとする。  
なお、乙が文書を提出する際には、第4条第2項の規定による確認結果を添付するものとする。
  - 3 甲は、日本国又は〇〇〇〇国及び〇〇市における法令及びその他の規則等の変更により、今後とも継続して評価等を実施することが困難と判断されるときは、再契約を受諾しないものとする。

(契約の解除)

- 第15条 甲において本契約条項の一つにでも違反したときは、乙はなんらの催告の手続きを要せず本契約を解除することができる。
- 2 乙において本契約条項の一つにでも違反したときは、甲はなんらの催告の手続きを要せず本契

約を解除することができる。

(契約条項の変更)

第16条 この契約条項の変更は、甲及び乙の記名押印ある書面によってのみなされるものとする。

(疑義の解釈)

第17条 この契約に定めない事項その他この契約に関し生じた疑義については、甲乙は誠意をもって協議のうえ決定するものとする。

前記契約締結の証として本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を保有する。

年 月 日

甲 東京都調布市深大寺東町4丁目35番地16  
日本消防検定協会  
理 事 長 ○○○○ 印

乙 ○○○○○  
○○○○株式会社  
代表取締役 ○○○○ 印